

○所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件
〔昭和六十年一月三十一日 大蔵省告示第十一号〕
〔最終改正 平成二十八年三月三十一日 財務省告示第九十五号〕

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表の農業協同組合連合会の項及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表の農業協同組合連合会の項の規定に基づき、所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を次のように指定し、当該法人が昭和六十年二月一日以後に支払を受けるべき所得税法第七十四条各号に掲げる利子等、配当等、利益の分配、報酬及び料金に係る所得税並びに同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

別表に掲げる法人

別表

法人名	主たる事務所の所在地
北海道厚生農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地
岩手県厚生農業協同組合連合会	岩手県紫波郡都南村大字永井一四地割四二番地
秋田県厚生農業協同組合連合会	秋田県秋田市八橋字戌川原六四番地の二
福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市中町七番一七号
茨城県厚生農業協同組合連合会	茨城県水戸市梅香一丁目一番四号
上都賀厚生農業協同組合連合会	栃木県鹿沼市下田町一丁目一〇三三番地
佐野厚生農業協同組合連合会	栃木県佐野市堀米町一五五五番地
群馬県厚生農業協同組合連合会	群馬県前橋市亀里町一三一〇番地
千葉県厚生農業協同組合連合会	千葉県千葉市新千葉三丁目二番六号
東京都厚生農業協同組合連合会	東京都立川市柴崎町三丁目五番二七号
神奈川県厚生農業協同組合連合会	神奈川県横浜市中央区海岸通り一丁目二番地の二
新潟県厚生農業協同組合連合会	新潟県新潟市東中通一番町八六番地
富山県厚生農業協同組合連合会	富山県富山市新総曲輪二番二一号
福井県厚生農業協同組合連合会	福井県福井市大手三丁目二番一八号
山梨県厚生農業協同組合連合会	山梨県甲府市飯田一丁目一番二〇号
長野県厚生農業協同組合連合会	長野県長野市大字南長野南県町六八七番地の二
岐阜県厚生農業協同組合連合会	岐阜県岐阜市宇佐南四丁目一三番一号
静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡県静岡市曲金三丁目八番一号

愛知県厚生農業協同組合連合会	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字西塚田五番地
三重県厚生農業協同組合連合会	三重県津市栄町一丁目一七九番地の三
滋賀県厚生農業協同組合連合会	滋賀県大津市京町四丁目三番三八号
兵庫県厚生農業協同組合連合会	兵庫県神戸市中央区海岸通一番地
島根県厚生農業協同組合連合会	島根県松江市千鳥町一五番地
岡山県厚生農業協同組合連合会	岡山県岡山市磨屋町八番一七号
広島県厚生農業協同組合連合会	広島県広島市中区大手町四丁目六番一六号
山口県厚生農業協同組合連合会	山口県吉敷郡小郡町大字下郷二一三九番地
徳島県厚生農業協同組合連合会	徳島県徳島市北佐古一番町五番一二号
香川県厚生農業協同組合連合会	香川県高松市屋島西町一八五七番地一
愛媛県厚生農業協同組合連合会	愛媛県松山市南堀端町二番地三
高知県厚生農業協同組合連合会	高知県南国市大埴甲一五七一番地
熊本県厚生農業協同組合連合会	熊本県熊本市南千反畑町二番三号熊本県農協会館内
大分県厚生農業協同組合連合会	大分県別府市大字鶴見四三三三番地
鹿児島県厚生農業協同組合連合会	鹿児島県鹿児島市鴨池新町一五番地